

京都府道路鉄道連絡会議規約（案）

（名 称）

第1条 本会は「京都府道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）という。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、京都府内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

（事 業）

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- （1）跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
- （2）関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業
- （3）国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関する事業
- （4）前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする）

（構 成）

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長、副会長は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長、国土交通省近畿運輸局鉄道部技術課長及び京都府建設交通部道路建設課長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

（事務局）

第5条 会議における事務は、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所管理第二課、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所道路管理課、国土交通省近畿運輸局鉄道部技術課、京都府建設交通部道路建設課（道路・橋梁担当）において処理する。

（開催頻度）

第6条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（規約の改正）

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承諾を得て行うことができる。

（その他）

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附 則）

この規約は、平成29年 月 日から施行する。

京都府道路鉄道連絡会議 構成員（案）

別紙

所 属		役 職	備 考
国	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	所 長	会 長
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所 長	副会長
	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 技術課	課 長	副会長
府	京都府 建設交通部 道路建設課	理事(道路建設課長事務取扱)	副会長
政令市	京都市 建設局 土木管理部 土木管理課	課 長	
市町	長岡京市 建設交通部 道路・河川課	参事兼課長	
	大山崎町 環境事業部 建設課	課 長	
	宇治市 建設部 維持課	課 長	
	八幡市 都市整備部 道路河川課	課 長	
	京田辺市 建設部 施設管理課	課 長	
	井手町 建設課	理事兼建設課長事務取扱	
	木津川市 建設部 管理課	課 長	
	南丹市 土木建築部 道路河川課	課 長	
	京丹波町 土木建築課	課 長	
	綾部市 建設部 建設課	課 長	
	舞鶴市 建設部 土木課	課 長	
	福知山市 土木建設部 土木課	理事兼課長	
	京丹後市 建設部 土木課	課 長	
	高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 京都高速道路事務所	所 長
西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所		副所長	
阪神高速道路株式会社 京都管理所 交通・保全課		担当課長	
公社	京都府道路公社 業務課	課 長	
一般財団法人	一般財団法人 京都技術サポートセンター 土木課	課 長	
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 施設課	(調整中)	
	西日本旅客鉄道株式会社 福知山支社 総務企画課	(調整中)	
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 企画部	課長代理	
	東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部 関西支社 工務部 施設課	(調整中)	
	日本貨物鉄道株式会社 関西保全技術センター	所 長	
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 技術部	土木技術担当課長	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道部 大阪統括部 施設部 工務課	主 査	
	京阪電気鉄道株式会社 工務部 管理課	課 長	
	京都市交通局 高速鉄道部 技術監理課	課 長	
	京福電気鉄道株式会社 鉄道部	部 長	
	叡山電鉄株式会社 鉄道部	部 長	
	北近畿タンゴ鉄道株式会社 本社	施設統括本部長	
	WILLER TRAIN株式会社 工務部 施設課	課 長	
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課	課 長	
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課		主担当
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 道路管理課		副担当
	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 技術課		副担当
	京都府 建設交通部 道路建設課(道路・橋梁担当)		副担当